

要保管

入間市教育委員会

※ 卒業するまで大切に保管してください。

タブレット番号

S

タブレット 利用の手引き



入間市マスコットキャラクター
「いるティー」

氏 名：

 入間市立●●小・中学校

【令和7年4月1日改訂】

目 次

1	タブレット端末の利用について	・・・ 2
2	機種及び付属品について	・・・ 3
3	タブレット利用上の注意事項	・・・ 3
3-1	はじめにお読みいただきたいこと	・・・ 4
3-2	禁止事項	・・・ 4
3-3	制限事項	・・・ 5
3-4	情報モラルに関すること等	・・・ 6
3-5	よく質問される内容	・・・ 6
4	タブレットの初期設定等について	
4-1	タブレットの起動の仕方	・・・ 7
4-2	パスコードの変更の仕方	・・・ 7
4-3	学習ソフトの使い方について	・・・ 8
5	教育データの利活用の目的について	
5-1	教育データ利活用の目的	・・・ 9
5-2	個人情報の適正な取り扱い	・・・ 9
5-3	1人1台端末で利用するサービスと取り扱う 個人情報について	・・・ 10
6	タブレット紛失・故障等の対応について	・・・ 12
	【届出様式】タブレット端末 問題報告書	・・・ 13
7	学習用タブレット等利用届 [㊦]	・・・ 14

〔参 考〕

○入間市教育委員会	学習用タブレット利用規程	・・・ 15
-----------	--------------	--------

1 タブレット端末の利用について

□■ 保護者のみなさまへ ■□

～ I C T環境を活用した子供たちの学力の向上と学びの保障について ～

子供たちが成長し、活躍するこれからの未来は、現実空間と仮想空間を高度に融合させた新たな社会(Society5.0※1)といわれており、現時点で子供たちがI C T(※2)を活用することは必要不可欠なものとなっております。

入間市教育委員会では、子供たちの学びを保障し、未来に活躍する子供たちを育成するために小中学校の子供たちへ1人1台のタブレット端末を導入し、積極的に活用しております。

タブレット端末の導入にあわせて、大型モニター等、学校のI C T環境を整備するとともに、I C Tを活用した学びの充実を図り、多様な子供たちを誰一人取り残すことのないよう、個々の能力を引き出しながら社会に大きく羽ばたいていけるよう「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現してまいります。

タブレット端末は、普段の授業だけでなく、校外学習、クラブや部活動、家庭での学習支援ツールやオンライン学習など、様々な形態で活用をしております。

子供たちがI C Tを正しく理解し、安全に活用することを通して、自分の夢を具現化できるよう、保護者の皆様には本手引きの内容を御理解いただきますようお願いいたします。

令和7年4月

入間市教育委員会

※1「Society 5.0」

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において日本が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

※「I C T」とは

Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）の略で、通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。

2 機種及び付属品について

- 本 体 Apple iPad (以下「タブレット」)
- 付属品 保護ケース、ACアダプタ・充電コード(R6～希望家庭のみ)



本 体



保護ケース



ACアダプタ・充電コード

3 タブレット利用上の注意事項

このタブレットは、学校および家庭での学習で活用していただく情報機器です。タブレットは児童生徒に貸与し、入学から卒業まで利用します。紛失・破損しないよう、下記の注意事項に注意して利用してください。

- 学校や家庭で学習するためのツール（道具）として利用してください。
- 目への負担等を減らすため、以下の時間帯はタブレットの活用を控えるようお願いいたします。
 - 小学生 20:00～6:00
 - 中学生 21:00～6:00
- ※上記の時間帯にはインターネットの使用ができません。
- SNS やネットゲーム、YouTube は、原則利用できません。
- パスワード(パスコード)は他人に教えないでください。
- カメラ撮影・動画撮影（スクリーンショットを含む）を行うときは、撮影される人の許可を得てください。
- 他人の画像・音声・動画・個人情報（名前、住所等）は、本人の同意に関わらず撮影(スクリーンショット含む)・所持・送信・公開してはいけません。
- 本人の許可なく他人のタブレットを使用等してはいけません。
- 長時間利用する際は、途中で休憩をするなどして、健康面にも配慮してください。
- 授業中等、先生の指示に従って利用してください。

- ☐ 紛失や盗難、破損等には十分に気をつけてください。紛失や盗難、破損等が起きた場合は担任へ速やかに報告してください。
- ☐ 「タブレット利用の手引き」に記載されていないタブレットの取扱いについては、入間市教育委員会の指示に従ってください。

3-1 はじめにお読みいただきたいこと

1) ネットワーク環境について

タブレットは iPad という機種を選定しています。この機種はインターネットが接続できる環境で利用するタブレットです。LTE回線を利用してインターネットにつながります。ただし、通信量がかかりますので使い過ぎないようにしてください。特に過度な動画等の閲覧は控えるようお願いいたします。ご家庭に家庭用 Wi-Fi がある場合には、接続してお使いいただくことに御協力いただきますようお願いいたします。

2) タブレットの充電について

タブレットのバッテリー残量をよく確認し、必要に応じて充電をお願いいたします。また、学校へのモバイルバッテリーの持ち込みは禁止です。

3-2 禁止事項

1) Apple ID 名の変更

- ☐ Apple ID 名の変更はできません。Apple ID を変更するとネットワーク認証ができず、タブレットを利用することができません。
- ☐ 個人の Apple ID を使用することはできません。
- ☐ UIM カードを抜かないでください。

2) 学習目的以外のサイトの利用について

学習目的外のサイトを利用することはできません。有害サイト等への接続を防止するため、接続サイトへのアクセスログが記録されます。

3) セキュリティについて

タブレットにはアプリの削除・インストールの制限、学習目的以外のサイトの利用制限などが設定されています。これらの設定を故意に変更するような行為をしてはいけません。間違って設定を変更してしまった場合は、すぐに担任に申し出てください。

4) 他人の ID の使用とタブレットの貸し借りについて

- ☐ 勝手に他人の「ID・パスワード」を不正に使用する行為は禁止します。

□タブレットは入間市教育委員会の持ち物です。友人等、他人に貸したり、借りたりすることは禁止いたします。それによって、無用なトラブルを防ぐことができます。

（先生の指示がある場合は、この限りではありません。）

□保護者が自己の都合でタブレットを利用することも禁止いたします。

3-3 制限事項

1) 初期パスコードの変更（初期設定 小学校：1111、中学校：111111）

→変更後（ ） ※パスコードの変更は7ページを参照。

初期パスコードは必ず自分の分かるパスコードに変更してください。第三者が勝手に使用することを防ぐことができます。パスコードを変更した時は必ず担任にお知らせください。それ以外の人には、教えてはいけません。

2) パスコード忘れ

自分の設定したパスコードを忘れてしまった場合には、すみやかに担任へお申し出ください。情報管理担当にて確認の上、新たなパスコードを発行いたします。

※パスコードを何度も間違えるとロックがかかります。そして、さらに間違い続けると、さらに強力なロックがかかってしまい、業者にロック解除をしてもらうことになります。パスコード忘れに気付いた時点で、何度も入力せず、担任に報告をお願いします。

3) アップデートについて

アップデートは、極力、家庭のWi-Fiに接続し、適宜実行していただきますようお願いいたします。特に、CBT（コンピュータを使ったテスト）前のアップデートについては、学校から指示を出すことがあります。お困りの場合には、学校または入間市教育委員会までお問い合わせください。

4) 利用場所等について

□タブレットは精密機械です。大切に取扱ってください。タブレットは防水ではありません。トイレや浴室等で使うと故障の原因となります。

また、落としたり、重いものを乗せたりしないでください。

□万一、紛失や故障等があった場合には、すぐに担任へ申し出るとともに、12ページの「タブレット紛失・破損等の対応について」に従って手続きしてください。

5) 電源について

□タブレット本体の主電源は、原則切らないでください。紛失時に端末(本体)検索を行えるよう、常に主電源は『ON』の状態にしておいてください。

3-4 情報モラルに関すること等

1) インターネットについて

インターネットは調べ学習など、学習の一環で利用します。有害サイト等、学習に関係のないものは利用しないでください。

2) 機器依存症について

ご家庭でのタブレット利用は保護者の監督のもとでお願いします。深夜までタブレットを利用すると、依存症など健康を害する恐れがあります。お困りの場合には、遠慮なく担任へお申し出ください。その場合、保護者と相談の上、タブレットの一時預かり等を検討いたします。

3) タブレット等に貼付のシールについて

児童生徒全員が同一機種を利用しますので、テープに書いてある番号でタブレットを分けています。タブレット等に貼付のシールは、はがさないでください。

3-5 よく質問される内容

1) 私物のタブレットを学校で利用しても良いですか。

入間市教育委員会より1人1台のタブレットを貸与します。そのため、私物のタブレット等の持ち込みはできません。

2) タッチペンはどうのようなものを使ってもよいのですか？

入間市教育委員会からタッチペンの配付はありません。児童生徒が活用しやすいものをご家庭で準備していただきますようお願いいたします。

3) 家庭で利用しているネットワークに接続できますか。

家庭のWi-Fi 接続設定を行えばご家庭でのネットワーク利用も可能です。接続設定の御協力をお願いいたします。ご家庭にネットワーク環境が無くてもLTE(携帯電話回線)を利用していつでも接続できます。

4) 紛失や破損した場合はどうしたらいいですか。

紛失や破損等した場合は、すぐに担任へ申し出るとともに12ページ「タブレット紛失・破損等の対応について」に従って手続きを行ってください。

4 タブレットの初期設定等について

4-1 タブレットの起動の仕方

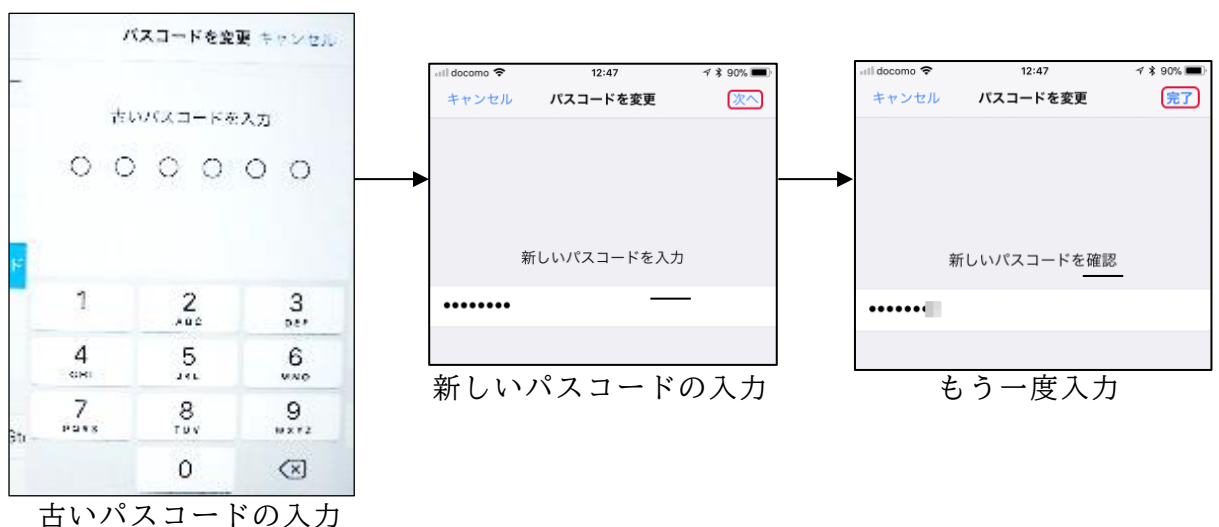
右上のスイッチを押すか、画面下の丸いボタンを押し、パスコードを入力する。

4-2 パスコードの変更の仕方

- ① ホーム画面の「設定」 → 「Touch ID とパスコード」
- ② パスコード入力（現在のパスコード）
- ③ 「パスコードを変更」



- ④ 古いパスコード（現在のパスコード）
- ⑤ 新しいパスコード（自分で決める）
- ⑥ 新しいパスコードをもう一度入力する。

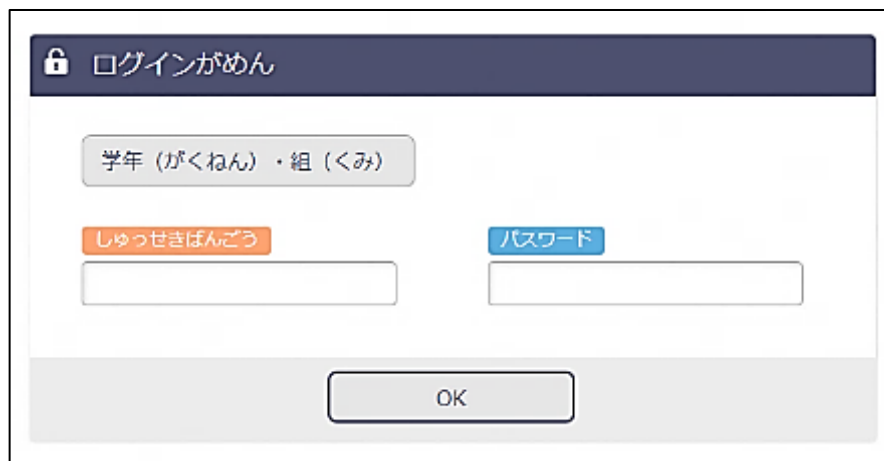


これでパスコードが変更できました。5 ページの記入欄に記入し、担任に報告してください。

4-3 学習ソフトの使い方について

1) 学習支援ソフト（ミライシード）の起動の仕方

- ①ホーム画面上のミライシード（WEB クリップ）をタッチする。
- ②ログイン画面で「がくねん・くみ」、「しゅっせきばんごう」、「パスワード」を入力する。

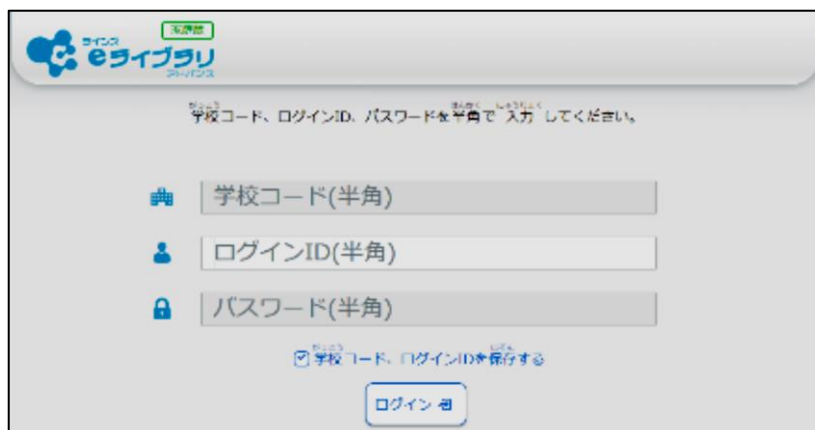


※ログイン画面は学校ごとに分かれていますので、他校のタブレットからログインはできません。

- ③私物の端末やパソコンで学習を行う場合は、担任の先生から配布される学校のログインアドレス（URL）からログインしてください。

2) 学習ドリル教材（e ライブラリ）の起動の仕方

- ①ホーム画面上のe ライブラリ（WEB クリップ）をタッチする。
- ②ログイン画面で「学校コード」、「ログイン ID」、「パスワード」を入力する。



- ③私物の端末やパソコンで学習を行う場合は、下記ログインアドレス（URL）からログインしてください。

(<https://ela.education.ne.jp/students>)

5 教育データの利活用における個人情報の取り扱いについて

5-1 教育データ利活用の目的

文部科学省では、教育データを利活用する目的は「データをもとに、一人一人の力を最大限引き出すためのきめ細かい支援を可能とすること」であるとしています。本市では、次の2点を具体的な目的としています。

- ・児童生徒が、教育データをもとに自分自身を振り返り、学習や生活をよりよくできるようになること。
- ・教職員が、教育データから得られるエビデンスに基づいて教育活動を実施し、児童生徒一人一人に応じた適切な指導・支援を図り、個別最適な学びを実現できるようになること。

5-2 個人情報の適正な取り扱い

本市では、教育データの利活用に伴い、次の基本原則に基づき、情報セキュリティに配慮しながら児童生徒の個人情報を適切に取り扱います。

- ・法令の遵守
個人情報の取り扱いに関する法令、規則を遵守します。
- ・利用目的の特定
個人情報は、あらかじめ定めた利用目的及び相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内でのみ取り扱います。
- ・第三者への提供
個人情報は、法令に基づく場合を除き、大学・研究機関等の第三者への提供はしません。
- ・安全管理措置
個人情報の漏洩、滅失、改ざん等を防止するために、適切な安全管理措置を講じます。

5-3 1人1台端末で利用するサービスと取り扱う個人情報について

入間市では、以下のサービスを活用させていただいております。

1) ミライシード

利用目的	・児童生徒による学習の成果物の作成、協働学習、問題演習等 ・教職員による児童生徒の学習状況の把握等
サービス概要	・株式会社ベネッセコーポレーションが教育機関向けに提供するクラウドサービスで、協働学習支援や AI 搭載デジタルドリル等を1つに集約したソフト
保管される個人情報	・学校名、学年、クラス、出席番号、氏名及びアカウントの ID 情報 ・作成した学習記録（文書や図表等の資料、写真、動画等） ・操作履歴
データの収集方法	・アカウントの登録や、児童生徒が成果物を作成し提出したりするなどした際にデータが収集されます。
第三者提供の有無	・法令に基づく場合を除き、大学・研究機関等の第三者への提供はしません。
保存期間	・市外への転出及び小・中学校（小・中学部）それぞれの卒業後に削除されます。
セキュリティ	・株式会社ベネッセコーポレーションは第三者独立機関による監査を受け、ISO 27001 及び ISO 27017 の国際規格並びにプライバシーマークを取得しています。

2) e ライブラリ

利用目的	児童生徒のデジタルドリルを活用した学習と教員による学習記録の確認のため、児童生徒の学習状況を把握し、学習指導へ生かします。
サービス概要	多彩な機能と AI 型ドリル、豊富なコンテンツにより、児童・生徒の「主体的な学び」をサポートする学習支援サービスです。習熟度に応じて自動構成された問題を解くことで学力向上できるだけでなく、自ら主体的に学ぶチカラを育みます。
保管される個人情報	・氏名、性別などの基本情報 ・学籍番号、パスワードなどのログイン情報 ・学習履歴、答状況などの学習情報 ・デジタルドリルの学習記録
データの収集方法	本人がデジタルドリルの問題を解いた学習データが収集されます。
第三者提供の有無	第三者へのデータ提供は致しません。

保存期間	市外への転出及び小・中学校（小・中学部）それぞれの卒業後に削除されます。
セキュリティ	・文部科学省のセキュリティガイドラインにおける学習プロバイダのプライバシー保護事項について準拠の確認済み

３）まなびポケット

利用目的	教員による学習記録の確認のため、児童生徒の学習状況を把握し、学習指導へ生かします。
サービス概要	学習 e ポータルとして活用されるクラウド型教育プラットフォームです。まなびポケットにアクセスすることで、様々な学習コンテンツで学んだり、学習支援機能を用いて情報共有等を行ったりすることができます。
保管される個人情報	・氏名、生年月日、性別などの基本情報 ・学籍番号、パスワードなどのログイン情報 ・学習履歴、e ポータルや各種アプリの利用履歴、コミュニケーション情報
データの収集方法	本人が各種学習アプリにアクセスしたり、コメントなどを行ったりした際にツール上で記載したデータが収集されます。
第三者提供の有無	第三者へのデータ提供は致しません。
保存期間	市外への転出及び小・中学校（小・中学部）それぞれの卒業後に削除されます。
セキュリティ	・文部科学省のセキュリティガイドラインにおける学習プロバイダのプライバシー保護事項について準拠の確認済み

6 タブレット紛失・破損等の対応について

タブレット等は、入間市教育委員会から児童生徒に学習用ツールとして貸与するものです。紛失や破損をしないよう十分注意して、利用してください。

万一、紛失・破損等した場合は、次のとおり対応いただくようお願いします。

1 紛失対応

○タブレットを紛失したときは、緊急性があるため、以下の対応をお願いします。タブレットの付属品の紛失は②以下の対応をお願いします。

- ① 電話で、保護者 → 担任 → 教頭（校長）〔端末追求システムで所在確認〕
※不正利用防止のため、タブレットの〔ロック〕〔回線の中断〕を行ない
ます。その後、担任から「タブレット端末問題報告書」をもらいます。
- ② 「タブレット端末問題報告書」を担任に提出、状況確認
- ③ 代替えタブレット等の受領（市教育委員会→学校→児童生徒）

2 破損対応

○タブレット等を破損したときは、以下の対応をお願いします。

- ① 担任に状況を伝え、「タブレット端末問題報告書」をもらいます。
- ② 破損品と「タブレット端末問題報告書」をもって担任に提出
- ③ 代替えタブレット等の受領（市教育委員会→学校→児童生徒）

3 不具合対応

○タブレット等に不具合があるときは、以下の対応をお願いします。

- ① 担任に状況を伝え、「タブレット端末問題報告書」をもらいます。
- ② 不具合品と「タブレット端末問題報告書」をもって担任に提出
- ③ 代替えタブレット等の受領（市教育委員会→学校→児童生徒）

4 弁償費用

紛失や、悪質な行為等の理由による破損は、再購入、修理に係る費用を弁償していただく場合があります。

※ACアダプタや充電コードの不具合や故障が増えています。保護者判断で捨ててしまうと弁償になってしまいます。必ず学校に届け出るようお願いいたします。

【 弁償費用 】

○紛失

- ・タブレット …… 63,140 円
- ・保護ケース …… 1,980 円
- ・キーボード …… 4,880 円
- ・ACアダプタ …… 5,280 円
- ・充電コード …… 2,200 円
- ・UIMカード …… 2,200 円

○破損

- ・タブレット …… 29,480 円
- ・UIMカード …… 2,200 円
- ・保護ケース …… 1,980 円
- ・キーボード …… 4,880 円
- ・ACアダプタ …… 5,280 円
- ・充電コード …… 2,200 円
- ※ 修理不可能な場合は、紛失と
同じ弁償費用となります。

6【届出様式】



令和 年 月 日

(宛先) 入間市教育委員会

(学校)
年 組 番 氏名 ()
保 護 者 氏 名 ()
タブレット番号 ()

タブレット端末 問題報告書

下記の理由によりタブレット等に 破損 ・ 不具合 ・ 紛失 が発生しましたので、報告するとともに対応をお願いします。

(破損・不具合・紛失の中で該当するものを○で囲んでください)

記

1 該当の症状と該当品 (該当するものを○で囲んでください)

タブレット本体 S I Mカード カバー A Cアダプタ 充電コード
その他 ()

2 発生日時 令和 年 月 日 ()

午前・午後 時 分 (時間目・教科) ごろ

3 発生場所

4 内容

5 事務処理欄

交換日 年 月 日
来庁者 () 学校 氏名 ()
代替端末番号 (S・T)



7 学習用タブレット等利用届

※ 利用にあたっての届の写しです。

学習用タブレット等利用届

(宛先) 入間市教育委員会

私は、入間市教育委員会から貸与される学習用タブレット等の利用について、「タブレット 利用の手引き」に記載された事項を了解したうえで、下記事項を遵守し、学習用タブレット等を利用することを届け出ます。

記

- 1 貸与されるタブレット等については、子供が学習するためのツール（道具）として利用します。友達等、他人に貸したり、借りたりすることはしません。また、自己都合で利用することはしません。（「タブレット 利用の手引き」2 頁、4 頁記載事項）
- 2 インターネットの利用は、ドリル教材や調べ学習など、子供の学習にのみ利用します。学習に関係のない有害サイト等へのアクセスはしません。（「タブレット 利用の手引き」2 頁、5 頁記載事項）
- 3 タブレット等を紛失、破損等した場合は、速やかに担任へ報告するとともに、所定の届を提出します。（「タブレット 利用の手引き」2 頁、9 頁記載事項）
- 4 「タブレット 利用の手引き」に記載されていないタブレットの取扱いについては、入間市教育委員会の指示に従います。

令和 年 月 日

入間市立 _____ 学校

児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

入間市教育委員会 学習用タブレット利用規程



入間市教育委員会

入間市教育委員会 学習用タブレット利用規程

1 目的

本規程は、学習用タブレット（以下「タブレット」）の利用について、学習ツールとして有効に活用することを目的に定めるものである。

2 所有者及び管理責任者

本タブレットの所有は、入間市教育委員会（以下「教育委員会」）とする。
管理責任者は、各校の校長とする。

3 対象者

入間市立小・中学校に在籍する職員、児童生徒で学習用タブレットを利用する全ての者

4 対象機器

令和2年度以降に導入したタブレット(Apple iPad)

5 遵守事項

【タブレットのセキュリティ対策】

(1) タブレットの利用について

① タブレットとして、校内・校外で利用するものは入間市教育委員会より貸与した iPad(32GB キャリア:NTTドコモ)でなければならない。個人所有のタブレット及びスマートデバイスは利用しないこと。

② タブレットは貸与品であるため、以下の点に注意して利用すること。

- ・ タブレットを保護する観点から、カバーを必ず装着すること。
- ・ タブレット及びカバーにIDシールが添付されているが、これを剥がしたり、これ以外にシールを貼ったり、文字を書いたりしないこと。

(管理責任者が端末を管理するためにシールを貼ることは認める。)

・ 貸与品にはタブレット本体以外にカバー、ACアダプタ、充電ケーブル等がある。紛失しないように管理すること。

・ 貸与期間終了時に、タブレット及び附属品全てを教育委員会に返却すること。

・ タブレットの返却の際には、保存したデータをすべて削除すること。

(2) タブレットは学校においては教職員、家庭においては保護者の管理の下で利用する。

(3) 管理責任者は、定期的にタブレットの状態を確認し、必要なアップデートや不具合データ等の削除を行うこと。

(4) 管理責任者は、タブレットに障害や事故（紛失・破損等）が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告すること。

【タブレットに導入するアプリケーションソフト（以下「アプリ」）】

教育委員会が定めるアプリ以外のアプリを導入しないこと。

【タブレットの他者への利用制限】

(1) タブレットを利用する児童生徒には、タブレットのロック機能(パスコード等)を有効にさせ、第三者が無断でタブレットを利用できないようにすること。

(2) ロック機能は教育委員会が定めた通りに利用し、ロック解除方法が第三者に漏れないようにすること。

(3) タブレットは、他者との貸し借りをさせないこと。

【授業中以外の使用と管理】

- (1) タブレットは、学校においては教職員、家庭においては保護者の管理の下で利用させること。
- (2) 放課後等、持ち帰らせる場合には、学習に適した場所で利用させること。持ち運びの際は、カバンやランドセル等にしまうなど盗難、紛失・破損に気をつけて各個人できちんと管理させること。
- (3) タブレットへの充電は授業前(家庭に持ち帰った場合は通学前)に実施させ、授業で円滑に利用できるよう準備をさせること。
- (4) 目への負担等を減らすため、以下の時間帯はタブレットの利用を控えること。なお、この時間帯はインターネットの使用を制限する。
小学生 20:00～6:00
中学生 21:00～6:00
- (5) データ通信料が過多に及ぶ児童生徒には使用制限がかかることがある理解させること。

【校外での利用時の注意事項】

- (1) 盗難に遭わないよう指導すること。
- (2) 歩きながらタブレットを利用することは大変危険なので行わせないこと。
- (3) 校外で利用する場合は、紛失防止のため学習用タブレットは常に手元に置かせ、放置させないようにすること。
- (4) 家庭での利用は、学習用であることを十分に認識させた上で適切に利用させること。長時間の利用は、月あたりのデータ量を無駄に費やすばかりでなく、依存症などを誘発する恐れがあることを十分に理解させること。
- (5) 駅構内やコンビニなどにあるフリーWi-Fiなどは、ID乗っ取りの危険があるのでアクセスさせないこと。

【タブレットの改造】

- (1) タブレットのソフトウェアやハードウェアの改造を行わないこと。
- (2) タブレットの設定を変更しないこと。
- (3) タブレット本体に装着されているUIM(SIM)カードは勝手に取り出さないこと。

【クラウドの利用】

- (1) クラウドサービスは教育委員会が許可したものを利用すること。
- (2) 学習プロセスの記録と学習成果物の保存のためにクラウドを利用するので、クラウド内は整理して運用すること。
- (3) クラウドサービスを利用するためのアカウント・パスワードは、第三者に知られないよう適切に管理すること。

【個人情報】

- (1) インターネット上に自宅住所や電話番号、携帯電話番号、各種アカウント・パスワードなどを記載しないこと。
- (2) 個人を特定できる情報を公開しないこと
- (3) 他人の顔写真等を公開しないこと。
- (4) インターネット上でトラブルが生じたり、不審な通知が届いたりした場合には、ただちに教育委員会に連絡すること。
- (5) 情報を発信する場合は人権及び著作権等に十分配慮し、基本的モラルに配慮すること。

【禁止事項】

- (1) インターネット上で他人を誹謗中傷したり、他人に不快感を与えたりするような発言をしないこと。
- (2) インターネットに発信する場合、その内容は、国内はもとより世界中に伝送される可能性があることに留意し、管理責任者が責任を持てる内容に限ること。
- (3) 他人の著作権を侵害するような行為(写真や画像(イラスト等も含む)・文献等の使用)をしないこと。

【アクセスの禁止等について】

- (1) 次の接続先へのアクセスは禁止する。
 - ① 有料データベース
 - ② オンラインショッピング
 - ③ アダルトサイト
 - ④ その他、学習する上でふさわしくないとされる接続先
- (2) 使用権のないコンピュータへの侵入等、正常な運用を阻害する行為をしないこと。
- (3) 他人や他校のアカウントやパスワードでクラウドサービス等を使用しないこと。
また、他人や他校に自校のアカウントやパスワードを使用させないこと。
- (4) いかなる場合も教育委員会の許可なしに他の情報機器を接続しないこと。

【紛失・破損等の対応について】

- (1) 紛失・破損等について
 - ① 紛失の場合は、第三者による不正使用防止を第一に考え、速やかに教育委員会に報告すること。
 - ② 紛失・破損等の場合は、教育委員会へ報告のうえ、代替え品を受け取ること。
 - ③ 紛失・悪質な行為等による破損は、保護者へ弁償費用の負担をお願いする場合があること。

【その他の留意事項】

- (1) 学習用タブレットの取扱いや管理に関する内容については、入間市教育委員会の判断を優先し、「入間市教育委員会 学習用タブレット利用規程」に記載されていない事項については、入間市教育委員会の指示に従うこと。

【附則】

- この利用規程は令和4年4月1日から施行する。
- この利用規程は令和5年4月1日から施行する。
- この利用規程は令和6年4月1日から施行する。
- この利用規程は令和7年4月1日から施行する。